

平成30年度 公共係船施設 新規係船者募集要項

公益財団法人 浜名湖総合環境財団は、浜名湖の公共係船施設（公共マリーナ及び舞阪P B S）において新規係船者（係留船）を募集します。

係船希望される方は、この募集要項をよくお読みの上、「利用申込書」に必要書類を添えてご応募ください。

1 募集期間

平成30年6月1日（金）～平成30年6月29日（金）

2 募集条件

公共係船施設に係留する船は、以下の条件をすべて満たす必要があります。

(1) 船の登録長8m以下で、募集する空きバースに係留可能なプレジャーボートであること。

※漁船登録されている船、水上バイク、ディンギー及び手漕ぎボートは不可。

(2) 募集開始日から遡って3か月の間（平成30年3月～5月）、民間マリーナに保管契約されていないこと。

(3) 法的及び機能的に航行の用に供することができること。

※船舶検査の有効期限が到来していない船舶であること。

(4) 静岡県河川管理条例第2条に基づく通航届出を行っている、又は行う予定であること。

※通航届出期限が到来していないこと。

(5) 係船施設利用契約時にプレジャーボート損害保険に加入すること。

3 募集箇所と募集隻数

(1) 公共マリーナ…63隻（宇布見・伊佐見・伊佐地川・伊目・三ヶ日・入出・浜名）

(2) 舞阪P B S…17隻

※各施設の募集隻数を超えた場合は、抽選となります。

※施設ごとに係留方法や付帯設備（トイレ・駐車場）等の条件が異なるため、現地確認や問い合わせ等により御確認ください。

4 提出書類

(1) 公共係船施設利用申込書

(2) 船舶検査手帳又は小型船舶登録事項通知書の写し、船のデータ（所有者・型式・船の長さ(登録長)・船幅等）が分かる書類（カタログ等）。

5 応募方法

必要書類を6月29日（金）までに、(公財)浜名湖総合環境財団へ提出（郵送又は持参）してください。〔郵送による提出の場合は当日消印有効〕

6 施設利用料金【年額】

平成30年度の施設利用料金は、供用開始が10月1日のため、年額係船料の2分の1（6か月分）を供用開始日までにお支払いいただきます。

利用料金は、係留する船舶が無くてもお支払いいただきます。

(1) 公共マリーナ

(円)

船舶登録長	県内 居住者	県外 居住者
6 m以下	85,320	102,600
6 m超～8 m以下	122,040	145,800

(2) 舞阪 P B S

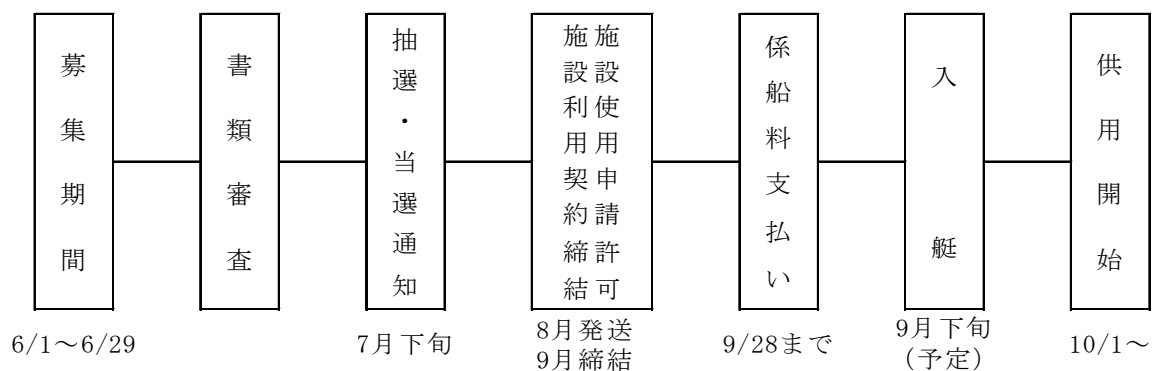
(円)

船舶登録長	種別	県内 居住者	県外 居住者
6 m以下	1種	62,640	74,520
	2種	125,280	150,120
6 m超～8 m以下	1種	93,960	112,320
	2種	187,920	225,720

(注)* 1種艇：2種以外のプレジャーボート

* 2種艇：船幅2.3m以上かつ投影面積(船長×船幅)が13㎡以上のプレジャーボート

7 応募後の手続き



8 留意事項

- (1) 提出書類を審査の上、応募者多数の場合は第三者立会いのもと抽選により当選者を決定します。当選した権利は、他者に譲渡できません。
- (2) 公共マリーナと舞阪PBSでは、当選後の施設利用契約手続き及び施設利用料金等が異なります。
※当選者は、(公財)浜名湖総合環境財団と「公共係船施設利用契約書」を締結してください。舞阪PBSは、「浜名港プレジャーボート係留施設使用許可申請書」で申請してください。
- (3) 応募内容に虚偽又は不正の事実があったときや、当選後の施設利用契約手続きに不備があった場合などは、当選を取り消す場合があります。
- (4) 公共係船施設は、放置艇を減らし水域の利用を適正化する目的で整備した簡易な係留施設であり、台風、津波、高潮等の自然災害や盗難等に対する安全性を保証するものではありません。係留された船舶、船備品等の管理は、利用者自ら行っていただくこととなります。
(自己責任で船舶の管理ができない方や、安全性やサービスを追求される方は、民間マリーナの利用をお願いします)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に規定する暴力団や暴力団員、静岡県暴力団排除条例、浜松市暴力団排除条例、湖西市暴力団排除条例の第2条第3号に該当する方は応募できません。
- (6) 当選後の係船施設の移動は、原則としてお受けできませんのでご了承ください。特に、当選後に船舶を購入される方は、購入予定の船舶の幅を考慮(船幅+40~50cm=係留幅)して係留幅をお選びください。
- (7) 一隻の船舶に対して複数人でのご応募はご遠慮ください。

9 その他

応募方法、係船施設(付帯設備含む)等ご不明な点は、(公財)浜名湖総合環境財団までお問い合わせください。

提出・問い合わせ先

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎10階

公益財団法人 浜名湖総合環境財団

TEL 053-458-6043

FAX 053-458-8309

新規係留者 募集箇所

募集する場所と隻数



新規募集隻数 (箇所及び係留幅)

箇所 係留幅	舞阪 PBS	公共マリーナ						
		宇布見	伊佐見	伊佐地川	伊目	三ヶ日	入出	浜名
2.1m				3				
2.3m	10	5	10		5	5		5
2.5m		6					4	
2.8m	7		5		3	1	3	
3.0m		2						
3.3m		2				1		
3.5m		2					1	
計	17	17	15	3	8	7	8	5

※船幅にプラス40~50cmの余裕を見込んだ係留幅でお申し込みください。

※入出の3.5mの1隻はヨットのみ ※当選後マリーナ移動は出来ません。